当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 最低制限価格
- 設定しない
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否

要

- イ 契約の締結期限
 - 契約の締結期限は、落札決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 428 号

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 16 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
 - 平成 16 年 5 月 10 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 株式会社アスク工業

菊池郡菊陽町津久礼 2339-3

代表取締役 上村 信敏

熊本県知事許可(般特-12)第05956号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲
 - 熊本県内の建設業に係る営業に関するもの
- (2)期間

平成 16 年 5 月 24 日から平成 16 年 6 月 7 日までの 15 日間

4 処分の原因となった事実

株式会社アスク工業は、平成13年9月30日、平成14年9月30日及び平成15年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を水増しして虚偽の申請をし、その申請に基づき経営事項審査結果通知書を得、もって、公共工事の発注者に対し工事入札参加資格者申請を行った。

これらのことが、建設業法第28条第1項第2号(請負契約に関する不誠実な行為)に該当すると認められる。

熊本県公告第 429 号

下益城郡豊野町豊野町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。 平成 16 年 5 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏		名		住	F	所			-1	
退任											
理事	長	田	政	敏	下益城郡豊野町大字糸石 2327 番地						
"	前	田	雄	司	下益城郡豊野町大字上郷 2393 番地						
"	西	山	栄	-	下益城郡豊野町大字上郷 395 番地						
"	福	島	_	博	下益城郡豊野町大字中間 2985 番地						
"	稲	葉	幹	穂	下益城郡豊野町大字下郷 35 番地						
"	杉	本		誠	下益城郡豊野町大字糸石 1850 番地の 1						
"	里	方	勝	義	下益城郡豊野町大字糸石 1639 番地						